

第十七号議案

江戸川区奨学資金貸付条例を廃止する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区奨学資金貸付条例を廃止する条例
江戸川区奨学資金貸付条例（昭和三十四年四月江戸川区条例第一号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の江戸川区奨学資金貸付条例（以下「廃止条例」という。）の規定に基づく資金の貸付けを受けている者については、廃止条例第二条、第三条、第六条から第十二条まで及び第十四条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（説明）

江戸川区奨学資金の貸付けを廃止する必要があるので、本案を提出いたします。